

平成20年度第3回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成20年度第3回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成21年3月26日(木) 午前10時00分～10時50分
場所	宇治市役所8階 大会議室
出席者	<p>(委員) 市川委員 松岡委員 尾形委員 近藤委員 中筋委員 保田委員 柴田委員 吉田委員</p> <p>(事務局) 倉谷広報課長 遠坂広報課主幹 堀井主任 加賀爪主事</p> <p>(実施機関) 五艘市民環境部長 妹尾産業政策室長兼商工観光課長 野田子育て支援室長兼こども福祉課長 二木こども福祉課母子児童係長 大石市民環境部理事兼人権政策室長 大橋市民環境部参事兼人権啓発課長 山本人権啓発課人権啓発係長 大槻市民課長</p> <p>(傍聴者) 1名</p>
1	開会
2	<p>本日の手順について説明(事務局)</p> <p>本日の審議事項及び配布資料について説明した。</p>
3	<p>審議事項① 「定額給付金給付事業」及び「子育て応援特別手当支給事業」における個人情報の取扱いについて</p> <p>(1) 概要説明(事務局)</p> <p>事務局より、資料1に沿って、「定額給付金給付事業」及び「子育て応援特別手当支給事業」において取り扱う個人情報について説明を行った。</p> <p>(2) 概要説明(実施機関)</p> <p>担当課より、資料2に沿って、「定額給付金給付事業」及び「子育て応援特別手当支給事業」の概要について説明を行った。</p> <p>(3) 質疑応答</p> <p>(委員) 定額給付金の要支援者の把握について、福祉関係課から情報をもらうということだが、これはどういう情報なのか。</p> <p>(実施機関) 関係課として、介護保険課と障害福祉課と健康生きがい課を想定している。これらの課から、介護保険の要介護認定3以上の方、身体障害1、2級の方、知的障害で療育手帳Aの方、一人暮らし高齢者の方の情報をもらうことを想定している。特にこれらのうち単身の方については、単独での申請は困難と考えられるので、等しく受給できるように支援するため、先程の3課から情報をもらいたいと考えている。</p> <p>(委員) 市で認定している方はわかるが、高齢者の単身世帯については市でリスト化されたものを持っているのか。</p> <p>(実施機関) 可能なかぎりそういった方々を把握するということで、この3課の情報と住民</p>

基本台帳の一人世帯の構成を合わせて判断資料としていきたい。今回は、8万世帯に申請書を送るが、未申請の世帯が多数出てくると思う。この中で、これらに該当する方について、どの程度残っているのかということ把握して、その対策についてはその段階で判断するが、とりあえずは状況把握のために目的外利用することを考えている。

(委員) 要介護認定や障害者手帳は認定されている方なので、当然リストがあるわけだが、単に高齢者の方が単身で住んでいるかは、住民基本台帳の情報で確認するのか。

(実施機関) 今回の基本になるデータは、住民基本台帳になる。そういったものをベースに、今説明した条件を重ね合わせて判断していきたいと考えている。

(委員) 返戻者については、両事業とも同じだが、再送付先を確認するための資料は、税金や国民健康保険の送付先情報を主に考えているのか。

(実施機関) そう考えている。どの程度本人に知らせるかが、この制度では重要な要素と思う。行政でどこまで努力できるかという観点から、行政のいろいろな窓口に送付先として申し出ている情報をどこまで参考として使えるかという問題はあるが、そういった情報を使いたいと考えている。

(委員) 税関係と国民健康保険にはそういった情報があるのか。

(実施機関) 例えば、国民健康保険でいうと、住所地と住んでいるところが別という場合があるので、そういう場合に、住所地とは違う場所に送るということはある。

(実施機関) 税の場合も、本人が住民票をおいているところと違うところに送付して欲しい、ということはある。ただ、今回の場合は、本人通知が必要なので、情報を把握してその送付先に送るかは、個別に判断していきたいと考えている。

(委員) 個別に判断するとは、どういうことか。

(実施機関) 税負担者として記載されている送付先に今回の通知書を送ってよいか、予め意向を打診するのも一つの方法と考えている。

(委員) 返戻者の送付先情報は目的外利用になるが、その目的外利用する情報は、税関係と国民健康保険の送付先だけか。というのは、水道関係を使うとなれば、目的外利用ではなく収集の問題になる。

(実施機関) 子育て応援特別手当に関しては、税関係と国民健康保険の情報で捕捉したいと考えている。

(実施機関) 定額給付金についても、基本的にはその情報で行う。先程言ったように、要支援者については、また改めて取組み方を検討していきたい。

(実施機関) あくまでも、2月1日に住民基本台帳と外国人登録に記載されている方は、対象者であって、給付決定をされているわけではない。本人が、市に申請書を出して、給付決定を受けた後に権利が生じる。われわれは、あらゆる情報を尽くして、対象者に申請書を送って申請書を出していただく。そのために、これらの情報を駆使して、申請をしておられない方の追跡を行い、できるだけ多くの方に申請をしていただきたいというのが趣旨である。

(委員) この問題から離れるかもしれないが、申請者は世帯「主」となっているが、こ

れはいつの時点の世帯主か。

(実施機関) 2月1日時点である。

(委員) それ以後に別居した場合や、住民票と実態が違うという場合が随分あると思うが、そういう場合はどういった対応になるのか。

(実施機関) 基本的には住民票がベースとなる。世帯主が亡くなった場合は代理の申請もできる。

(委員) 別居中の場合はどうなるのか。

(実施機関) 別居については市では把握できないので、家庭の中で協議していただくことになる。

(委員) これでは、世帯主以外の方からクレームがずいぶん出てくる可能性があるのではないか。

(実施機関) 全国的には出ているが、総務省の通達では2月1日現在でとなっている。

(実施機関) 実態は様々あるかと思うが、制度上、住民基本台帳法を基にして、世帯主を申請権者としている。別居などの場合も、通常の家族関係であれば、代理による申請でもよいという運用が国から示されている。

(委員) 確認をしたいが、要保護児童がいる家庭やDVの家庭については、情報を把握していると思うが、その対応はどうなっているのか。

(実施機関) 警察に相談をしていただいて、警察からこの方は要配慮だという書類をいただいた場合には、別途、郵送をさせていただくが、それ以上の対応については、できないので苦慮するところである。

(委員) 一人暮らし高齢者に、提出をしたかを聞いていきたいが、もし、申請書を無くしたであるとか、知らないと言われた場合には、再発行はできるのか。

(実施機関) 再発行は可能である。

(委員) 先ほどの質問に戻るが、要保護児童のいる家庭には特別に何か考えていないのか。虐待があつて、福祉施設に入っている場合も世帯主に支給するのか。

(実施機関) 受給権は世帯主にあるので、そのようになる。よく誤解されるが、給付対象者は住民基本台帳等に登録されている者だが、受給権があるのは世帯主となっている。DVの関係についても、世帯分離がされていれば独立した世帯となるので各々に給付される。

(実施機関) 要保護児童についても、里親に預けられていれば世帯分離をされていることが十分に考えられる。そうであれば、児童のみの単身世帯となるので、そちらで新たに受給権が発生する。

(委員) 定額給付金事業では、申請支援対象者の情報を目的外利用するが、子育て応援特別手当支給事業では必要ないとなっている。本当にそうなのか。高齢者については、小さい子どもはいないと思うが、養子縁組がないわけではない。あと、障害者になっていることもありうるのではないか。同じ時期に受付を行うので、事実上、定額給付金の方の支援でカバーされると考えているのか。

(実施機関) 基本的には、対象者は定額給付金の対象者と同様になると考えている。ただ、

抽出の仕方が児童を特定しなければならなくなっている。要配慮者の情報については検討したが、対象者が少ないので、申請書が返ってきた段階で捕捉できるので、事前に情報を収集することは考えていない。

(委員) 後々、情報収集することになれば、目的外利用や収集の問題がでてくることになる。

(実施機関) 申請を受け付ける6ヶ月の期間で改めてそういった情報利用が必要になった場合には、改めて審議会の意見を聴きたいと考えている。

(委員) それは時間的にも無理ではないか。基本は先程意見があったように、結局定額給付金の方をやれば、自動的に子育て支援の方も情報はいくと考えるしかない。

(実施機関) そのような形に変更させていただきたい。

(委員) そのほうがよい。

(委員) 委託に伴う措置について、セキュリティ機能の説明の中で、データは保存されないとのことだったが、これについて説明をしていただきたい。

(実施機関) ハードディスクの中に保存はされずに、メモリー上で展開されるということである。

(委員) 電源を切れば消えるということか。

(実施機関) そのとおり。

(4) 審議

(委員) 気になったのは資料1の3ページの返戻者の所在確認で、日本国民である市民の場合も、税関係と国民健康保険関係の情報を使うので目的外利用となるという理解でよいか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 住民基本台帳に書いてあることであれば、正しく送られているはずなので、その下の参考の箇所でも住民基本台帳が出てくるのはなぜか。

(事務局) 当初、送付するためにデータを抽出した時点と、実際に発送が完了し、返戻があった時点との間にタイムラグが生じる場合が想定されるので記載している。

(委員) 転居を先にしていて、後から住民票の届を出したような例外的な場合には、住民基本台帳の確認ですむということか。

(委員) この7条1項5号というのは、「個人情報を利用することが事務の遂行上やむを得ない場合又は個人情報を利用することについて相当の理由がある場合等であって、当該利用によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」という、包括的な規定だが、この事務の遂行上やむを得ない場合に当たるかどうか。

(会長) 答申案について事務局から説明をお願いしたい。

事務局より「定額給付金給付事業等に対する類型承認案」について資料に沿って説明

を行った。

(委員) 4の不承認という選択は先程の話からするとないだろうということで、承認することを前提のうえ、1から3の3つのうちどの方法にするか。ただ、個別承認というのは考えられる。2の案は「定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当支給事業」と個別の事業名を出しているので類型承認の意味はあまりなく、これは個別承認ととれる。あるいは、もっと一般的に1のように「給付、助成又は貸付等」の事業と一般化した類型にするか。3のように既存の類型11を用いるか。この11は何を想定しているのか。「より迅速で無駄のない行政サービス事業の推進」と「住民の手続負担の軽減」という両方があるような場合か。

(事務局) そうである。ただ、この11は一般的な「その他規定」として、その他の色々なものを扱える類型になっている。ただ、これを使いだすと、際限なく、ありとあらゆるものをこれにあてはめることができるので、実際に使用するのには控えてきたという経緯はある。

(委員) 今回は手続負担とは少し違う。一定期間内に定額給付金がきちんと渡るようにしたいということなので、迅速さが求められているというのとは少し違うだろうし、さらに、住民の手続負担を軽減するという趣旨でもない。

(委員) 要介護者等に関しては、若干そういった面もある。

(委員) ただ、全体としては類型11にぴったりとは当てはまらないので、11を使うというよりは、新しい15番として一般的なものを作るか、個別承認をするかになるのではないか。

(委員) 11番は今説明があったとおり一般的な規定だが、15の案はさらに一般的な規定になる。15番が類型承認の限界という感じがする。広げすぎの気がする。

(委員) 15番にあるような給付行政的なものは過去の類型の中に入らないのか。今回が初めてか。

(事務局) 給付というものでは、以前に地域振興券があった。

(委員) そのときはどうしたのか。法律の根拠があったのか。

(事務局) 書類が残っていないので、不明な点もあるが、実態としては市役所内の色々な情報を利用して、対象者に向けて案内をした。

(会長) 今回の給付金と地域振興券では法律のあり方が違うようで、今回は地方公共団体に丸投げのような形である。法律の規定に基づく目的外利用であれば、7条1項1号に当たるので問題がないが、今回の場合は、法律がかなり一般的・包括的な規定なので、法令に基づくときとはいえない。先程は一般化した類型の15は広すぎるとの意見があったが他に意見はないか。

(委員) 2番目の案だとすると類型承認ということのほどもなく、個別承認で良いかと思う。本日の資料の表や3ページの目的外利用の3件と、4ページのところの先程の説明で追加されたものを含めた目的外利用の3件の計6件が7条1項5号の場合に当たる

と、個別に認めるというのが審議会の意見というのでよいのではないか。

(委員) 絶対に類型承認という選択肢がないかというところと分らない。つまり、今回やってみてうまくいったから後にまた、同じようなことをやるとなれば、わざわざもう一度承認する必要があるかどうか。

(委員) 2番目の案については事業名を示しているの、全く同じ名称の場合にしか使えない。実質的に同じでも名称が異なれば使えない。2番目の案は個別承認と同じだ。

(会長) 今回の目的外利用の6件については、個別的に7条1項5号に当たるということとでよいか。

(5) 結論

今回の諮問に対して個別的に承認する旨の答申をすることになった。

4 審議事項② 「戸籍謄本等の不正取得にかかる本人告知事業」における個人情報の取扱いについて

(1) 概要説明(事務局)

事務局より、資料3に沿って、「戸籍謄本等の不正取得にかかる本人告知事業」において取り扱う個人情報について説明を行った。

(2) 概要説明(実施機関)

担当課より、資料4に沿って、「戸籍謄本等の不正取得にかかる本人告知事業」の概要について説明を行った。

(3) 質疑応答

(委員) 不正取得であることが罰金刑により確定した場合とあるが、これはどのようにして調べることを想定しているのか。

(実施機関) 3ページの要領の4「不正取得に関する事実確認」で、不正取得の確定は、訴訟記録、検察官通知文書、裁判所回答文書等の公文書を以ってその事実を確認している。ただ、戸籍法や住民基本台帳法に本人告知の仕組みがないので、不正取得のあった市町村に自然に情報が入るといった仕組みにはなっていない。こちらから、情報把握をしていく必要がある。今までの事例からすると、新聞に情報が掲載されたり、関係する団体から情報提供がされたりといったところから、簡易裁判所に記録の写しの交付を依頼して、文書を取得するといったことが具体的な方法になる。

(委員) とすると、情報の端緒をどうつかむか難しいところがある。新聞報道や関係団体からの情報がないと分からないが、その後は裁判所に確認するので、端緒がつかめれば本当かどうかは確実にわかる仕組みになっている。

(委員) 関係団体への報告というのがあるが、まず、京都府への報告はどういった部署へ行うのか。

(実施機関) 人権啓発担当課に行くことになる。

(委員) その趣旨はどういったものか。

(実施機関) 人権侵害事象の疑いがある場合に限って、法務局へ通報を行い、京都府へ報告を行う。これについては、従来から、人権侵害事象があった場合にはこういった取扱を行っている。

(委員) 不正取得の場合には人権侵害事象である場合が多いのか。

(実施機関) 多いと考えている。

(委員) そうすると、多くの場合関係機関への報告が行われるということになる。

(委員) 不正取得者の住所氏名を告知するということだが、不正取得者が記入した交付申請書の住所氏名はデタラメであることが想定される。告知する住所氏名は使った偽の氏名住所ではなく、裁判で明らかになった「何々こと誰々」という氏名住所を告知するのか。

(実施機関) 戸籍謄本等の請求の際に、本人確認という手続を法律に基づいて行っているので、本人以外の氏名を用いた請求書を受理するということは、まず考えられない。

(委員) 不正取得の情報の把握は難しいのではないかと。逆に、こういう取扱を行っているのであれば、「なんでもっと早く調査をして事件を明らかにしてくれないのか」と被害者から要求が出てくるのではないかと。担当課でどの程度探すのか。

(実施機関) 直近の事例では、神戸市の司法書士が不正取得をして、判決が出たのが昨年12月26日であった。この件について、市が情報を把握できたのは、昨年5月頃であった。たまたま近隣で起これば新聞等で分かるが、例えば北海道で起これば難しくなる。

(委員) 不正取得は全て司法書士等の職務上のものなのか。

(実施機関) 今のところ発覚している事案は全て職務上のものである。

(委員) すると、職務上の請求があり、これについて検察庁からその交付請求書を求められることになるのか。

(実施機関) 直接はなかった。

(委員) 検察庁からどういう交付請求を出しているのか照会はなかったのか。

(実施機関) 戸籍の指導監督機関である京都地方法務局から、市民課にこの方が行った職務上請求はあるかという調査はあった。

(委員) そういう形で大体わかるということか。

(委員) 今の話だと、警察・検察の捜査段階で何らかの問い合わせがあるということか。

(実施機関) それは今の事例では全くなかった。

(委員) 先程の話では、法務局を通じて調査があるということではないのか。違反があるということを確認させないと刑罰を科せられないので、何らかの形で調べないといけないが、それを間接的に行っているということではないか。法務局から問い合わせがあれば、そういった案件であると推測はつくのか。不正取得でない案件についても問い合わせが他にもたくさんあるのか。

(実施機関) 法務局からの照会の文書には「不正取得の疑いがあるので」という記載がある。
(委員) それであれば端緒になる。そのときには本人告知の条件は満たしていないが、そういうことがあるのでないかという推測はつく。

(4) 審議

(会長) 諮問されているのは、被取得者に対して不正取得者の住所氏名の告知を行うという点であり、それ以外のところは目的外利用・提供の類型④や本人外収集の類型⑦に該当しているということだが、これが大丈夫か少し気になる。類型④は「個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため」とあり、「理由」のところ「個人の生命、又は生活の安全を図る」ということがあるので、何とかこれに当たるかなと思える。類型⑦は「調査等の事務を行うにあたって、性質上本人から収集できない個人情報を収集する」とあるが、これに当たるか。裁判所等の機関から判決が確定しているという情報を得るのは、本人からできないのでこれに当たるとなっている。それから、被取得者が他市町村に転出した場合に、他市町村に対して転出先を調査することも性質上本人からできないとなっている。本来類型⑦が想定しているのは、本人から収集すると事務の本来の目的が損なわれるという場合であるので、少し違うので拡大解釈していることになる。この類型④、類型⑦の前提について意見を出していただいて、問題がなければ諮問の内容の検討に入りたい。

(委員) 被取得者の転出先については、転出届が出されていれば第一次的な転出先はわかるので、問題はそこからまた転出している場合ということか。

(会長) 事務の類型は、性質上本人から収集できない場合となっていて、今回は本人から収集できないことは確かなので、「理由」とは少し違うが当たるということでよいか。類型④は「個人の生命、身体、健康又は財産の安全」であり、人権侵害事案の場合、財産の安全にはあたらないが、理由欄には「生活の安全」というのがあるのでこれに当たるという理解でよいか。

特に異議はなく、諮問事項以外の個人情報の取扱の根拠で例外類型④、⑦を適用することは妥当であるということになった。

事務局より「戸籍謄本等の不正取得にかかる本人告知等に対する類型承認案」について資料に沿って説明を行った。

(会長) 本件については承認するということがよいかと思うが、その場合この類型承認の文面の文言でよいか。

(委員) 不正取得という点からの問題は今回の案件だけでなく、他人になりすまして住民票を取得するような場合に誰がやったのかということもこの類型に入ってくるのか。

(委員) そうなるだろう。

(委員) 今回やると説明があったのは戸籍謄本だったが、類型案では住民票の写しが入っているのが拡大されている。類型なので、今回は事例を離れて一般化するために拡大されている。こういった形で拡大してよいかということも問題になる。

(事務局) 担当課からの説明の1ページの「戸籍謄本等」の定義づけで、戸籍謄本や住民票の写し等としている。

(委員) とすると、類型案の「戸籍謄抄本、住民票の写し等」というのは今回の事案に対応しているということになる。

(委員) 職務上請求であれば、住民票の本籍地入りのものも取れるのか。そうでなければ不正取得する意味がない。

(委員) 説明では判決が確定した場合に限定していたが、この類型は「不正に取得され……侵害された場合」としていて、不正に取得されたということをどういう段階とするかという問題がある。市が、「これは不正に取得された」と認定すれば不正取得されたとして行動できるのか。類型では行動できるように表現されているが、実際にはそこまではせず、判決が確定した場合のみとしている。裁判所が認定しているわけだから、不正取得者の情報を被取得者に提供しても不正取得者の権利利益の不当な侵害はない。そういう含みをどこかに入れるのかは問題になる。条例8条1項5号は「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」となっているので、判決が確定している場合は、不正取得者の権利利益を不当に侵害するおそれがないのを「理由」の最後に書けば対象が限定されるので、これを入れてはどうか。

(事務局) 類型で多いのは「ただし、そのことにより個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る」であるので、そういった表現も考えられる。

(委員) 先程意見があったように、判決が確定するぐらいでなければそこははっきりしないのではないかな。

(委員) ただし書を一番限定するようになれば、「ただし、不正取得があったことが判決で確定した場合に限る」となるし、一番広いのは「ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る」とするか、あるいはこの中間にするのか。

(委員) 広くなるけれども、不正に取得しているのだからこれ（類型承認案）ぐらいでよいのではないかなと思う。

(委員) 本当に不正取得者であれば、本人に告知しても権利利益が不当に侵害されることはありえない。ただ、その人が本当に不正取得者でなければいけないので、不正取得か不正取得ではないのかの水掛け論になるような場合に、不正取得者として本人に告知してしまうと具合が悪い。不正取得であることに争いが無い場合に限るということを表現の中に入れてたい。

(委員) 判決が確定した場合以外に、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合というのが考えられるのか。もしそれが考えられないのであれば、限定的にせざるをえないのではないかな。

(委員) 一般的なただし書にすれば、判決が確定していなくても市で明らかに不正取得

であると判断ができれば、例えば捜査上照会があって、起訴されるか、起訴される可能性が非常に高いという段階で本人に告知するということがありえる。

(委員) 「ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る」というただし書にすれば、するかどうかは別にして、市が不正取得されたと判断すれば告知できるという余地がでてくる。

(委員) 実施要領によれば、裁判により不正取得が確定したもの以外については告知することはないのではないのか。この実施要領によれば限定列举とせざるをえないのでは。

(委員) 判決が確定していないが、裁判上認めていて争っていない場合には、確定判決がなくても権利を侵害するおそれはないと言えるかもしれないが、途中で翻すおそれがある。ただ、理由欄なので例示列举でも良いのかもしれない。実施要領の変更が考えられるのであれば、例示列举の方が含みがあってよい。

(委員) そもそも、このただし書は不正取得者の権利を擁護するためのものになるのか。

(委員) 本当の不正取得者だけが不利益を被るようにしたい。

(委員) 判決が確定しないと不正取得された者に通知がされないということは、法律論は別にして個人感情からすると、この者が知らないところで裁判沙汰になるのはどうかと思う。

(委員) 不正取得ではないとって裁判で争っているのであれば、一方的に不正取得だと決め付けてしまうのはまずい。

(会長) さしあたっては実施要領の範囲で類型を作ればよいので、「理由」の最後に「ただし、不正取得があったことが裁判上確定した場合に限る。」として、これで狭すぎるということであればこの「理由」のところを改正するという事でどうか。さしあたり実施要領どおりにしておけば困ることはないのかこのようにしたいと思う。

(5) 結論

下表を提供の例外類型事項15として追加することは妥当である旨の答申をすることとなった。

整理番号	事務の類型	利用・提供が適当と認められる理由
15	第三者により戸籍謄抄本、住民票の写し等が不正に取得され、個人のプライバシーその他の権利利益が侵害された場合に、当該個人に対して、不正取得者の個人情報を提供すること。	第三者により戸籍謄抄本、住民票の写し等が不正に取得され、個人のプライバシーその他の権利利益が侵害された場合において、同様の事案の発生を抑止し、被害者自身が被害の拡大・再発の防止のために必要な対策をとるために、当該被害者に対して、不正取得者の個人情報を提供する必要があるため。 ただし、不正取得があったことが裁判上確定した場合に限る。

平成20年度第3回宇治市個人情報保護審議会会議録

5 その他連絡事項等について

事務局より前回の会議録について、会長が確認した後に各委員に郵送する予定であることを報告した。

6 閉会

(会長署名)